

生活文化振興等推進事業委託実施要項

令和3年6月8日

文化庁次長決定

1. 目的

生活文化及び国民娯楽（以下「生活文化等」という。）は、我が国の歴史と伝統に基盤を置く重要な分野であるが、近年、経済・社会的情勢の変化による従事人口の減少等が生じているところである。

本事業は、生活文化等の本質的な魅力に触れ、生活文化等を自らの暮らしに取り入れやすくなるような新たな切り口や手法による取組を実施し、機会を提供することで、より多くの人々が継続的に生活文化等に親しむことができる環境づくりにつなげることを目的とする。

2. 委託業務の内容

受託者は、本委託業務に係る下記の業務を行うものとする。

- (1) 本事業の実施に係る業務
- (2) 本事業の周知等に係る業務
- (3) 本事業の成果報告、その他、必要とされる業務

3. 業務の委託先

委託先は、生活文化等に関して相当の知識を有し、事業に必要な情報提供や連絡調整を円滑に行うことができ、下記(1)から(4)の要件を全て満たす法人又は団体（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- (2) 法人等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (4) 法人等の活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、法人等から提出された業務計画書等の内容を検討し、適切であると認められた場合、法人等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、法人等が委託契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了（廃止）の報告

法人等は、委託業務完了（又は廃止）報告書を作成し、業務が完了（又は廃止）した日から30日を経過した日、又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに文化庁に提出しなければならない。

8. その他

- (1) 文化庁は、法人等における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。